

F. デフレ対策	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
株式に係る課税の簡素化や貯蓄から投資への改革のための金融・証券税制の大胆な見直しを行う。	財務省・総務省・金融庁	・平成15年度税制改正において、上場株式等の配当及び公募株式投資信託の収益分配金並びに上場株式等の譲渡益について、20%源泉徴収で納税が完了する仕組み（申告不要）を導入するとともに、今後、5年間10%の優遇税率を適用する。また、公募株式投資信託の償還（解約）損と株式等譲渡益との通算を可能とすることとしている。	第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。		①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。

F. デフレ対策	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>二. 金融システム改革</b>					
<p>(3) 経営力戦略 関係府省は、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、事業再生を進める融資制度を整備する。</p>	<p>財務省、 経済産業省</p>	<p>中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、日本政策投資銀行において、事業者の抜本的な経営改革に不可欠な長期運転資金等を供給する融資制度（事業構造改革促進融資）を創設（平成14年7月16日）。</p>	<p>経営改革に遅れの見られる中堅企業等において抜本的経営改革計画が策定（融資相談中の企業において実施）。</p>	<p>15年3月期決算を受けた経営改革計画等への対応。</p>	<p>①14年度内に実績が出る方向で調整中 ②15年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に伴い実績増加の見通し ③16年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に適切に対応</p>
<b>ホ. その他の制度改革</b>					
<p>(3) 経営力戦略 関係府省は、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、事業再生を進める融資制度を整備する。</p>	<p>財務省、 経済産業省</p>	<p>中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、日本政策投資銀行において、事業者の抜本的な経営改革に不可欠な長期運転資金等を供給する融資制度（事業構造改革促進融資）を創設（平成14年7月16日）。</p>	<p>経営改革に遅れの見られる中堅企業等において抜本的経営改革計画が策定（融資相談中の企業において実施）。</p>	<p>15年3月期決算を受けた経営改革計画等への対応。</p>	<p>①14年度内に実績が出る方向で調整中 ②15年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に伴い実績増加の見通し ③16年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に適切に対応</p>

F. デフレ対策	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳出削減を行いつつ、改革の成果を他の政策分野に柔軟に再配分</li> </ul>		<p>平成15年度予算において、削減すべきものは削減した上で、真に重要な施策には、編成過程を通じて大胆に重点配分。</p>	<p>①歳出削減  <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算執行調査の結果等を活用した、徹底した単価の見直し</li> <li>・公共事業関係の国庫補助負担金の削減</li> <li>・雇用保険制度の抜本的見直しによる制度の安定的運営の確保</li> </ul>           ②重点配分  <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術振興費について、総合科学技術会議による優先順位付け（SABC）を踏まえた大胆な再配分</li> <li>・公共投資について、大都市圏拠点空港や三大都市圏環状道路等への重点配分</li> </ul> </p>	<p>平成十六年度の財政運営目標については、「改革と展望」において示された中長期的な財政運営のあり方等を踏まえながら、今後検討。</p>	同左

F. デフレ対策	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>二. 金融システム改革</b>					
<p>日本政策投資銀行による事業再生・産業再編に係る支援機能の充実</p> <p>・企業再生ファンドへの出資制度の拡充、再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度の充実等を行う。</p>	<p>・財務省 金融庁 経済産業省</p> <p>・財務省 経済産業省</p>	<p>・企業再生ファンドへの出資制度について、運用の弾力化(平成14年11月22日)</p> <p>・再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度について、融資対象に営業権等の非設備資金を加える等の制度拡充(平成14年11月22日)</p>	<p>・企業再生ファンドの組成の促進</p> <p>・事業再生の円滑な進捗</p>		<p>企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。</p>
<p>・金融市場の活性化を図り、適切な資金の供給がなされるよう、ローン担保証券(CLO)を含むクレジット・デリバティブの活用など、金融上の仕組みの整備に対する支援を行う。</p>	<p>財務省 経済産業省</p>	<p>日本政策投資銀行に、金融・資本市場活性化のため、ローン担保証券(CLO)等の組成を支援する制度を創設(平成14年11月22日)</p>	<p>民間金融機関の取り組むローン担保証券(CLO)に対する支援を実施</p>		<p>リスクアセット圧縮により与信の改善を図る民間金融機関の取組に適切に対応</p>
<p>・厚みのある市場を整備するとともに、金融市場の活性化を図るため、日本政策投資銀行は、民間金融機関と連携して証券化の手法を活用する。</p>	<p>財務省 経済産業省</p>	<p>日本政策投資銀行に、金融・資本市場活性化のため、ローン担保証券(CLO)等の組成を支援する制度を創設(平成14年11月22日)</p>	<p>民間金融機関の取り組むローン担保証券(CLO)に対する支援を実施</p>		<p>厚みのある市場の整備等につながる民間金融機関の取組に適切に対応</p>

ホ. その他の制度改革

<p>日本政策投資銀行による事業再生・産業再編に係る支援機能の充実 ・企業再生ファンドへの出資制度の拡充、再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度の充実等を行う。</p>	<p>・財務省 金融庁 経済産業省  ・財務省 経済産業省</p>	<p>・企業再生ファンドへの出資制度について、運用の弾力化（平成14年11月22日）  ・再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度について、融資対象に営業権等の非設備資金を加える等の制度拡充（平成14年11月22日）</p>	<p>・企業再生ファンドの組成の促進  ・事業再生の円滑な進捗</p>		<p>企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。</p>
<p>・小規模事業者の融資に係る第三者保証人要件を緩和する（国民生活公庫・沖縄公庫）。</p>	<p>財務省 厚生労働省</p>	<p>国民公庫が貸付を行うにあたり第三者保証人を徴求せず、信用リスクを金利に反映させた上で本人保証等により貸付が行える制度を創設（本年1月27日創設）</p>	<p>実績値（～2月28日まで） 506件、24億4,100万円</p>	<p>制度創設から間もないが、当該制度が更に小規模事業者の方々に利用され、現下の厳しい金融経済環境において、制度創設の目的が果たされることを期待しているところ。</p>	<p>これまでの第三者保証人の徴求に限らず、今後は第三者保証人不要の特例措置についても小規模事業者の方々に利用してもらうことにより、制度創設の目的が果たされることを期待しているところ。</p>

F. デフレ対策	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制 度改革					
○中小企業の発行する社債 に対して信用保証協会が保 証を行う特定社債保証制度 につき、利用者ニーズに応 じた要件の見直し等の措置 を講じる。	経済産業省	・13年4月創設以来の実 績を踏まえ、制度を利用で きる中小企業者の要件を緩 和し、制度の拡充措置を講 じ、14年4月より実施し た。	・平成15年1月末現在の 実績は、6,619件、 5,962億円。	・本制度創設から約2年弱 経ち、順調に制度が活用さ れているが、本制度を一層 推進するため、更なる普及 広報活動が課題。	・中長期的な取り組みとし て、制度の着実な実施を図 るとともに、一層の普及広 報活動などを推進する。

F. デフレ対策	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>イ. 税制改革</b>					
<p>経済産業省は、企業の壁を越えた大胆な事業再編や産業再編を促進するために、産業活力再生特別措置法を平成14年度中に抜本強化に向けて見直す。その際、あわせて時限的に設備廃棄・雇用調整等の円滑化、企業組織再編の円滑化、分離独立による再生等を通じた産業再編の促進を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を大幅に拡大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p>	<p>①法案の成立。 ②新法の的確な運営。</p>
<b>ハ. 規制改革</b>					
<p>経済産業省は、企業の壁を越えた大胆な事業再編や産業再編を促進するために、産業活力再生特別措置法を平成14年度中に抜本強化に向けて見直す。その際、あわせて時限的に設備廃棄・雇用調整等の円滑化、企業組織再編の円滑化、分離独立による再生等を通じた産業再編の促進を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を大幅に拡大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p>	<p>①法案の成立。 ②新法の的確な運営。</p>

## 二. 金融システム改革

<p>経済産業省は、企業の壁を越えた大胆な事業再編や産業再編を促進するために、産業活力再生特別措置法を平成14年度中に抜本強化に向けて見直す。その際、あわせて時限的に設備廃棄・雇用調整等の円滑化、企業組織再編の円滑化、分離独立による再生等を通じた産業再編の促進を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を大幅に拡大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p>	<p>①法案の成立。 ②新法の的確な運営。</p>
		<p>・政策投資銀行による事業再生ファンドへの出資制度を拡充。産業再編に資する事業を対象に加えた。</p>	<p>産業投資特別会計からの増資500億円により、ファンド規模1000億円を増額（合計規模2000億円）。</p>		<p>産業再生法との整合性を確保しつつ、着実なファンド出資を行う。</p>
<p>関係府省は、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、事業再生を進める融資制度を整備する。</p>	<p>財務省、経済産業省</p>	<p>日本政策投資銀行において、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するための融資制度（事業構造改革促進融資）を創設（平成14年7月16日）。</p>	<p>経営改革に遅れの見られる中堅企業等において抜本的経営改革計画が策定（融資相談中の企業において実施）。</p>	<p>15年3月期決算を受けた経営改革計画等への対応。</p>	<p>①14年度内に実績が出る方向で調整中。 ②15年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に伴い実績増加の見通し。 ③16年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に適切に対応。</p>



ホ. その他の制度改革

<p>経済産業省は、企業の壁を越えた大胆な事業再編や産業再編を促進するために、産業活力再生特別措置法を平成14年度中に抜本強化に向けて見直す。その際、あわせて時限的に設備廃棄・雇用調整等の円滑化、企業組織再編の円滑化、分離独立による再生等を通じた産業再編の促進を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>「早期事業再生ガイドライン(案)」を作成、2月14日よりパブリックコメントを開始(20日迄)。2月下旬に正式公表。</p>	<p>早期事業再生の慣行定着に向けて、官民の取り組むべき課題を提案。</p>		<p>政府の取り組むべき課題については、関係省庁と協力しつつ迅速に制度を整備し、民間が取り組むべき課題については、広く関係者に働きかける。</p>
<p>関係府省は、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、事業再生を進める融資制度を整備する。</p>	<p>財務省、経済産業省</p>	<p>日本政策投資銀行において、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するための融資制度(事業構造改革促進融資)を創設(平成14年7月16日)。</p>	<p>経営改革に遅れの見られる中堅企業等において抜本的経営改革計画が策定(融資相談中の企業において実施)。</p>	<p>15年3月期決算を受けた経営改革計画等への対応。</p>	<p>①14年度内に実績が出る方向で調整中。 ②15年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に伴い実績増加の見通し。 ③16年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に適切に対応。</p>
<p>経済産業省は、平成14年度から、売掛債権担保等保証の推進、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)の活用、中小企業金融におけるミドルリスクマネー供給の円滑化等により資金供給を多様化する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>〈売掛債権担保融資保証制度の推進〉平成14年11月11日より、契約締結時より借入れが出来るよう、制度改善を行った。また、平成15年2月10日より、本制度の保証料率を1%から0.85%に引き下げ、制度の普及に努めた。</p>	<p>平成15年3月7日現在の実績は、保証承諾件数5,518件、融資実行額2,523億円(平成14年10月末においては、3,382件、1,390億円の実績)。</p>	<p>本制度創設から約一年経ち、累次の制度改善を行ってきたが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>

	経済産業省	<p>&lt;CRDの活用&gt; 信用保証協会や金融機関の業務において、CRDは着実に活用されている。平成14年4月1日より信用保証協会の保証料率の割引制度が導入にされるに伴い、本データベースが積極的に活用されている。</p>	<p>15年2月末現在で、全国約140万の中小企業者の財務データ等が蓄積された(9月末時点では129万件)。また、会員金融機関についても、27銀行が参加している(9月末時点では25銀行)。</p>	<p>平成11年度より本データベースの構築が始まったが、今後においてもより多くの財務データを収集し、信頼性を上げていくことが課題。</p>	<p>信用保証協会と金融機関の業務に適切に活用されるとともに、中小企業に対する円滑な資金供給等の実現を図っていく。また15年度より、中小企業の経営進路形成支援として、ネット上で中小企業が経営実態を自己判断できるシステムを構築する中で、CRDが活用される予定。</p>
<p>経済産業省は、平成14年度から、創造力や意欲に富んだ中小企業の事業再生を促進するため、円滑な資金供給等のセーフティネットを確保する。</p>	経済産業省	<p>中小企業信用保険法を第155回臨時国会で改正し、セーフティネット保証の拡充を行った。また、「改革加速プログラム」等を受けて、中小企業に対する金融セーフティネット対策として、セーフティネット貸付・DIPファイナンスの拡充、また、保証付借入金の借換えや債務の一本化等を促進することにより、中小企業の資金繰りを円滑化する「資金繰り円滑化借換保証制度」の創設等を行った。14年度末までに、各地域における説明会の開催やリーフレットの配布等の広報活動を行う。</p>	<p>(平成15年2月末現在の実績)セーフティネット保証・貸付は、約20万件、約4兆6000億円。DIPファイナンスは、55件、44億3,200万円。資金繰り円滑化借換保証制度については、2月10日より制度を開始したが、3月7日までの実績として、18,778件、3,027億円。</p>	<p>事業再生を促進するための金融セーフティネットの整備として、企業再建貸付・資金繰り円滑化借換保証制度の創設等を行ったが、本制度をより普及定着するために、中小企業者、各金融機関等への普及活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及活動に努める。</p>